

○財務省告示第七十一号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十七年二月十六日に発行した政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年三月五日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百十二回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けけるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八										七										六										五																													
額 最										口 イ										口 イ										口 イ																													
低 行 争 非 者 特 国 入 価										行 争 非 者 特 国 入 価										行 争 非 者 特 国 入 価										行 争 非 者 特 国 入 価																													
額 札 格 第 I 加 場 行 争										額 札 格 第 I 加 場 行 争										額 札 格 第 I 加 場 行 争										額 札 格 第 I 加 場 行 争																													
面 金										金 額										金 額										金 額																													
千 万 円										百 円										億 円										億 円																													
										四 千 七 十 五 億 四 十 一 万 七 千 五										四 千 九 百 五 十 萬 七 千 五										五 兆 二 千 六 百 二 十 四 億 五 千 六 百										五 兆 二 千 六 百 二 十 四 億 五 千 六 百																			
																				額 面 金 額 四 千 百 七 十 五 億 円										額 面 金 額 五 千 萬 円 四 千 百 七 十 五 億 円										額 面 金 額 五 兆 二 千 六 百 二 十 四 億 五 千 六 百										額 面 金 額 五 兆 二 千 六 百 二 十 四 億 五 千 六 百									
																				込 募 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申										募 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申										各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 応										各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 応									
																				も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り										も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り										各 申 込 み の 範 囲 内 に お い て 各 申										各 申 込 み の 範 囲 内 に お い て 各 申									
																				価 格 競 争 入 札 発 行										価 格 競 争 入 札 発 行										「 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非										「 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非									

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行行日	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
十一	発行価格	平成二十七年二月十六日
十二	国債市場	額の応募価格につき百円一毛
十三	特別参加	の応募価格につき百円一毛
十四	償還金額	償還金を支払う。その翌営業日に
十五	場所	日本銀行
十六	払込期日	平成二十七年五月十八日

平成二十七年二月十六日
 財務大臣から通知を受けた者